

# 短期入所生活介護サービス料金表

しまなみ苑短期入所生活介護事業所

令和8年4月1日現在

## ① 基本介護サービス費

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	603円	672円	745円	815円	884円

## ② 加算介護サービス費(日額) ※事業所の特徴によって加算される料金で、全ての方が対象です。詳細は下記のとおりです。

機能訓練体制加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	※①サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	その月の介護職員の体制で①か②を算定します	※②サービス提供体制強化加算Ⅱ
12円	4円	8円	22円	15円		18円

## ③ その他の加算

	要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	日額	92円	102円	112円	122円	132円

※月内に利用いただいた介護サービスの総単位数×14.0%となりますので日額はあくまで目安ですのでご了承下さい。

## ④ 加算介護サービス費(月額)

生産性向上推進体制加算Ⅰ
100円

## ⑤ 食費および滞在費(世帯の収入状況や預貯金等により料金が異なります)

世帯の収入区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	300円	600円	1,000円	1,300円	1,600円
滞在費	多床室	0円	430円	430円	1,045円
	個室	380円	480円	880円	1,431円

※食費及び滞在費は所得に応じて第1段階～第4段階となりますが第1段階～第3段階の補足給付を受けられる方は「介護保険負担限度額認定証」の提示が必要となります。

※第1～3段階の方は1日の食事のうち朝食285円、昼食645円、夕食515円の各限度額までご負担いただきます。

(第4段階の方は朝食320円、昼食730円、夕食550円をご負担いただきます。)

## ⑥ 1日当たりの料金 (①+②+③+⑤)

○多床室

※負担割合が1割でない方は第4段階で計算しています。

	要介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	※2割負担の方	※3割負担の方
日額	要介護1	1,056円	1,786円	2,186円	2,486円	3,401円	4,159円	4,916円
	要介護2	1,135円	1,865円	2,265円	2,565円	3,480円	4,316円	5,152円
	要介護3	1,218円	1,948円	2,348円	2,648円	3,563円	4,483円	5,402円
	要介護4	1,298円	2,028円	2,428円	2,728円	3,643円	4,642円	5,641円
	要介護5	1,377円	2,107円	2,507円	2,807円	3,722円	4,800円	5,877円

○個室

※入所の方の空き個室を利用する場合のみ

	要介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	※2割負担の方	※3割負担の方
日額	要介護1	1,436円	1,836円	2,636円	2,936円	3,787円	4,545円	5,302円
	要介護2	1,515円	1,915円	2,715円	3,015円	3,866円	4,702円	5,538円
	要介護3	1,598円	1,998円	2,798円	3,098円	3,949円	4,869円	5,788円
	要介護4	1,678円	2,078円	2,878円	3,178円	4,029円	5,028円	6,027円
	要介護5	1,757円	2,157円	2,957円	3,257円	4,108円	5,186円	6,263円

※日額はあくまで目安です、端数処理の関係上実際とは異なる場合があります。

※オムツ代・洗濯料金は介護報酬に含まれています。

別に裏面の⑥個別加算介護サービス費や⑦その他日常生活に要する自己負担金加算される場合があります。

⑥ 個別加算介護サービス費(対象の方のみ)

項目	内容	1割負担
療養食加算(1食)	医師の診断により必要と認められた場合の加算です。	8円
利用者送迎加算(片道)	利用者の方が送迎を利用した場合の加算です。	184円
緊急短期入所受入加算(日額)	緊急に短期入所をご利用される場合の加算です。	90円
医療連携強化加算(日額)	医療的な対応(喀痰吸引他)が必要な方で急変時の対応方法等事前に取り決めされている場合の加算です。	58円
※認知症行動・心理症状・緊急対応加算(日額)	認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合の加算です。(原則として7日間)	200円
若年性認知症利用者受入加算(日額)	40～64歳の方で医師に若年性認知症と診断された場合の加算です。	120円
看取り連携体制加算(日額)	死亡日及び死亡日以前30日以下について7日間を限度	64円

⑦ その他日常生活に要する自己負担金

電気製品利用料金	利用者の方が居室に持ち込まれる電気製品1個あたりの電気料金です。	55円/日
理美容代	業者の方に直接お支払いいただきます。	実費
特別レクリエーション活動材料費	ご利用者の希望により、特別レクリエーション活動に参加した場合のみ。また、当苑の車両を使用しての外出等については移送費として実費(走行距離1kmあたり20円)をご負担いただきます。	実費相当額
日用品費	日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、ご利用者が負担することが適当と認められる費用をご負担いただきます。(口腔ケア用品、化粧品、ティッシュペーパー、義歯洗浄剤等)	160円/日
特別な食事	特別な食事の提供にかかる費用	実費相当額
その他	レンタルテレビ等立替金	実費

※加算介護サービス費②④の詳細

機能訓練体制加算	機能訓練を行う職員を配置した場合の加算です。
看護体制加算Ⅰ	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	常勤の看護職員を基準より1名以上多く配置し24時間の連絡体制を確保していること。
サービス提供体制強化加算	Ⅰ.介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上。 または介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が35%以上。 Ⅱ.介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上。
夜勤職員配置加算Ⅲ	国が定める夜間従事者の基準を1名以上多めに配置し、夜勤時間帯を通じて、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合の加算
生産性向上推進体制加算Ⅰ	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを3種類(見守り機器・介護ソフト・インカム等)全て導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行うとともに1年に一度、業務改善の取組の実績を示すデータの提供を行うことを評価する加算です。